

# 障害者虐待防止法について

## ～障害者虐待に気づいた人には通報義務があります～

障害者虐待防止法（正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）は、虐待によって障害者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）のある人や、その他の心身の機能の障害がある人で、障害や社会的障壁によって、継続的に日常生活または、社会生活に相当な制限を受けている人が対象となります（障害者手帳を取得していない場合も含まれます）。

### 【障害者虐待の種類】

障害者虐待防止法では、虐待を以下の3種類に分けています。

- (1) 養護者による障害者虐待
- (2) 障害福祉施設従事者などによる障害者虐待
- (3) 使用者による障害者虐待

※障害者虐待に該当する行為として、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放任（ネグレクト）、経済的虐待があります。

### 【通報義務】

障害者虐待に気づいた人には、村の窓口への通報義務があります。地域ぐるみの早めの対応や支援が、虐待されている障害者だけでなく、虐待している家族などがかかえる問題の解決にもつながりますので、ご協力をお願いします。

〈通報・問い合わせ〉 役場 住民福祉課福祉係 TEL (62) 9195 FAX (62) 2411

## 手話奉仕員養成講座 が開催されます

阿蘇郡市7市町村が「一般財団法人熊本県ろう者福祉協会」に委託し、行う手話奉仕員養成講座です。

この講座は、地域の聴覚障害者の福祉発展につなげるため、障害者総合福祉法による意思疎通支援を担う手話通訳者を養成するものです。

### 【入門課程】

期間 4月8日～8月12日（18回）

### 【基礎課程】

期間 9月2日～

平成29年3月24日（27回）

■時間 毎週金曜日

午後6時30分～8時30分

■場所 白水保健センター

■受講料 無料（テキスト料など約7,140円は受講者負担）

■受講資格 高等学校卒業以上の学力を有し、手話通訳活動を目指す人

※基礎課程は、入門課程を履修された人に限ります。

■申込締め切り 4月1日（金）

### 〈問い合わせ〉

熊本聴覚障害者総合福祉センター

一般財団法人 熊本県ろう者福祉協会（担当） 松永

TEL 096(308)5587

## 障害福祉関係助成制度のご案内

制度名	内 容	助成額（月額）
特別児童扶養手当	20歳未満の身体や精神（知的）に中程度以上の障害のある在宅の児童を監護している父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している人（養育者）に対し支給される手当	・ 1級該当児童（1人） 51,100円 ・ 2級該当児童（1人） 34,030円
障害児福祉手当	身体や精神（知的）に重度の障害があり、日常生活において常に介護を必要とする20歳未満の在宅者に支給される手当	14,480円
特別障害者手当	身体や精神（知的）に著しく重度の障害があり、日常生活において常に特別の介護を必要とする20歳以上の在宅者に支給される手当	26,620円

※これらの手当は、所得制限や受給資格要件がありますので、受給できない場合があります。

※助成の額は平成27年度の額です。助成の額は、毎年改定されます。

〈問い合わせ〉 役場 住民福祉課福祉係 TEL (62) 9195